平成30年第1回三豊市議会定例会　提出議案一覧

議案番号	件　名	ページ番　号
議 案 第 6 号	平成29年度三豊市一般会計補正予算（第8号）	1
議 案 第 7 号	平成29年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2
議 案 第 8 号	平成29年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）	3
議 案 第 9 号	平成29年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	4
議案第10号	平成29年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	5
議案第11号	平成29年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）	6
議案第12号	平成29年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	7
議案第13号	平成29年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）	8
議案第14号	平成29年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	9
議案第15号	平成29年度三豊市病院事業会計補正予算（第2号）	10
議案第16号	平成30年度三豊市一般会計予算	11
議案第17号	平成30年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	12
議案第18号	平成30年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	13
議案第19号	平成30年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	14
議案第20号	平成30年度三豊市介護保険事業特別会計予算	15
議案第21号	平成30年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	16
議案第22号	平成30年度三豊市集落排水事業特別会計予算	17
議案第23号	平成30年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	18
議案第24号	平成30年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	19

議案番号	件　名	ページ番　号
議案第25号	平成30年度三豊市病院事業会計予算	20
議案第26号	三豊市自殺対策計画策定委員会設置条例の制定について	21
議案第27号	組織機構改革に伴う関係条例の整備について	24
議案第28号	三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	26
議案第29号	三豊市国民健康保険税条例の一部改正について	28
議案第30号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	31
議案第31号	三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	33
議案第32号	三豊市介護保険条例の一部改正について	35
議案第33号	三豊市手数料条例の一部改正について	37
議案第34号	三豊市都市公園条例の一部改正について	40
議案第35号	三豊市宝山湖公園条例の一部改正について	42
議案第36号	三豊市図書館条例の一部改正について	44
議案第37号	三豊市高瀬町図書館振興基金条例の廃止について	46
議案第38号	三豊市中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例の廃止について	48
議案第39号	三豊市水道事業の設置等に関する条例の廃止について	50
議案第40号	香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について	54
議案第41号	第3期三豊市地域福祉計画の策定について	55
議案第42号	財産の無償譲渡について	56
議案第43号	財産の減額譲渡について	58

議案番号	件　名	ページ番　号
議案第44号	指定管理者の指定について(たからだの里「物産館」)	60
議案第45号	指定管理者の指定について(たからだの里「環の湯」)	61
議案第46号	指定管理者の指定について(たからだの里「湯の谷荘」)	62
議案第47号	指定管理者の指定について(たからだの里「ふるさと伝承館」)	63
議案第48号	指定管理者の指定について(たからだの里「パークゴルフ場」)	64
議案第49号	指定管理者の指定について(三豊市立松崎保育所)	65
議案第50号	市道の路線認定について(下田井線)	66
議案第51号	市道の路線認定について(中上線)	69
議案第52号	市道の路線認定について(詫間340号線)	72
議案第53号	市道の路線変更について	75

議案第６号

平成２９年度三豊市一般会計補正予算（第８号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市一般会計補正予算（第８号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第７号

平成２９年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第８号

平成２９年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第９号

平成２９年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１０号

平成２９年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１１号

平成２９年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１２号

平成２９年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第４号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第４号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１３号

平成２９年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第３号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１４号

平成２９年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１５号

平成２９年度三豊市病院事業会計補正予算（第２号）

平成２９年度三豊市病院事業会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１６号

平成３０年度三豊市一般会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１７号

平成３０年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１８号

平成３０年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第１９号

平成３０年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第２０号

平成３０年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第２１号

平成３０年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第２２号

平成３０年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第２３号

平成３０年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第２４号

平成３０年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第２１１条の規定により、平成３０年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第２５号

平成３０年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、平成３０年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第２６号

三豊市自殺対策計画策定委員会設置条例の制定について

三豊市自殺対策計画策定委員会設置条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市自殺対策計画策定委員会設置条例

（設置）

第１条　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第１３条第２項の規定に基づき、三豊市自殺対策計画の策定に向け、幅広く関係者の意見を聴き、総合的な検討を行うため、三豊市自殺対策計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

(1)　三豊市自殺対策計画策定に関すること。

(2)　その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員２０人以内で組織する。

２　策定委員会の委員は、見識を有する者、支援団体の代表者、福祉・医療関係者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の所掌事務を完了するまでとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

４　策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第７条　策定委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

（庶務）

第８条　策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（最初の策定委員会の招集）

２　策定委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表老人ホーム等入所判定委員会委員の項の次に次のように加える。

自殺対策計画策定委員会委員	日額　８，０００

議案第２７号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

（三豊市行政改革推進委員会設置条例の一部改正）

第１条　三豊市行政改革推進委員会設置条例（平成19年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第７条中「政策部財政課」を「政策部財政経営課」に改める。

（三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例の一部改正）

第２条　三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例（平成27年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第７条中「政策部産業政策課」を「政策部産業観光課」に改める。

（三豊市農業振興計画策定審議会設置条例の一部改正）

第３条　三豊市農業振興計画策定審議会設置条例（平成25年三豊市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第８条中「建設経済部農業振興課」を「建設経済部農林水産課」に改める。

（三豊市都市計画審議会条例の一部改正）

第４条　三豊市都市計画審議会条例（平成18年三豊市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第７条中「建設経済部建設課」を「建設経済部土木管理課」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第２８号

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の育児休業等に関する条例（平成18年三豊市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２９号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1)　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)　後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3)　介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（香川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第２項中「前項」の次に「第１号」を加え、「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「５４万円」を「５８万円」に改め、同条第３項中「第１項」の次に

「第２号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第４項中「第１項」の次に「第３号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。）」及び「及び資産割額」を削る。

第３条第１項中「１００分の７．０」を「１００分の７．３」に改める。

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第５条中「２６，０００円」を「２万８，０００円」に改める。

第５条の２第１号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第６条中「１００分の１．５０」を「１００分の２．２」に改める。

第７条を次のように改める。

第７条　削除

第７条の２中「６，０００円」を「７，０００円」に改める。

第７条の３第１号中「６，０００円」を「７，０００円」に改め、同条第２号中「３，０００円」を「３，５００円」に、同条第３号中「４，５００円」を「５，２５０円」に改める。

第８条中「１００分の１．５０」を「１００分の２」に改める。

第９条を次のように改める。

第９条　削除

第９条の２及び第９条の３中「６，０００円」を「７，０００円」に改める。

第１９条第３号中「都市」を「年」に改める。

第２３条中「５４万円」を「５８万円」に改め、同条第２号中「２７万円」を「２７万５，０００円」に改め、同条第３号中「４９万円」を「５０万円」に改める。

第２８条中「三豊市市税条例」を「三豊市税条例」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２９年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第３０号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第１条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第２条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「法第１１条第１項」を「法第１１条第２項」に、「三豊市国民健康保険運営協議会」を「三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第４条第１項第４号中「７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（７０歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第２７条の２第１項に規定する者に限る。）について同条第２項に規定するところにより算定した所得の額が同条第３項に規定する額以上であるとき」を「法第４２条第１項第４号の規定が適用される者である場合」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第４条第１項第４号の改正規定は、公布の日から施行する。

（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康保険運営協議会委員の項中「国民健康保険運営協議会委員」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改める。

議案第３１号

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市病院事業の設置等に関する条例（平成18年三豊市条例第245号）の一部を次のように改正する。

別表第２入院料に加算する病室使用料の部(1)　三豊市立西香川病院の項を次のように改める。

(1)　三豊市立西香川病院

区分	室名	単位	金額（円）
一病棟（旧棟）	個室	１日につき	５００
一病棟（新棟）	〃	〃	１，０００
	準個室	〃	５００
二病棟	個室	〃	３，０００

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第３２号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例（平成18年三豊市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項第１号中「３２，４００円」を「３６，０００円」に改め、同項第２号中「４８，６００円」を「５４，０００円」に改め、同項第３号中「４８，６００円」を「５４，０００円」に改め、同項第４号中「５８，３００円」を「６４，８００円」に改め、同項第５号中「６４，８００円」を「７２，０００円」に改め、同項第６号中「７７，７００円」を「８６，４００円」に改め、同項第７号中「８４，２００円」を「９３，６００円」に改め、同項第８号中「９７，２００円」を「１０８，０００円」に改め、同項第９号中「１１０，１００円」を「１２２，４００円」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「２万９，１００円」を「３万２，４００円」に改める。

第３条第２項中「よりがたい」を「より難い」に改め、同条第３項中「すべて」を「全て」に改める。

第６条中「第３条」を「第３条第１項」に改める。

第８条第２項第２号中「支払い」を「支払」に改める。

第１５条中「第１号被保険者」を「被保険者」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の三豊市介護保険条例第２条の規定は、平成３０年度分の保険料から適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第３３号

三豊市手数料条例の一部改正について

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例（平成18年三豊市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表狂犬病予防の部の次に次のように加える。

介護保険	介護保険法第７８条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に係る手数料	１件につき	２０，０００
	介護保険法第７８条の１２において準用する同法第７０条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に係る手数料	１件につき	１０，０００
	介護保険法第７９条第１項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に係る手数料	１件につき	２０，０００
	介護保険法第７９条の２第１項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料	１件につき	１０，０００
	介護保険法第１１５条の１２第１項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（介護保険法第７８条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請と一体的に行うものを除く。）に係る手数料	１件につき	２０，０００
	介護保険法第１１５条の２１において準用する同法第７０条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申	１件につき	１０，０００

	請（介護保険法第７８条の１２において準用する同法第７０条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請と一体的に行うものを除く。）に係る手数料		
	介護保険法第１１５条の４５の５第１項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定の申請に係る手数料	１件につき	１０，０００
	介護保険法第１１５条の４５の６第１項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定の更新の申請に係る手数料	１件につき	１０，０００

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第３４号

三豊市都市公園条例の一部改正について

三豊市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市都市公園条例の一部を改正する条例

三豊市都市公園条例（平成18年三豊市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第１条の６の次に次の１条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第１条の７　令第８条第１項の条例で定める割合は、１００分の５０とする。

第１１条第２項第３号中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

第１２条第４号中「前条第１項」を「第１１条第１項」に改める。

別表第１比地大街区公園の項を削る。

別表第２有料公園施設の表野球場の項中「野球場」を「多目的広場」に、「運動施設」を「遊戯施設」に改め、同表パットパットゴルフの項中「遊技施設」を「遊戯施設」に改める。

別表第３(2)　公園を占用する場合の表地下埋設物の項中「工作物」を「物件」に改める。

別表第４有料施設の使用料の表野球場の項中「野球場」を「多目的広場」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第３５号

三豊市宝山湖公園条例の一部改正について

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例

三豊市宝山湖公園条例（平成21年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第３条中「市長」を「三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第４条から第６条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

第７条中「公園の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第８条中「市長が」を「市長は、教育委員会において」に改める。

第９条ただし書及び第１１条から第１４条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三豊市宝山湖公園条例の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

議案第３６号

三豊市図書館条例の一部改正について

三豊市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市図書館条例の一部を改正する条例

三豊市図書館条例（平成18年三豊市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市高瀬町図書館の項中「三豊市高瀬町図書館」を「みとよ未来図書館」に改め、同表三豊市山本町図書館の項中「三豊市山本町財田西１５４番地　三豊市山本町生涯学習センター内」を「三豊市山本町財田西１５４番地」に改め、同表三豊市仁尾町図書館の項中「三豊市仁尾町仁尾丁２９６番地１　三豊市仁尾町文化会館内」を「三豊市仁尾町仁尾丁２９６番地１」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第３７号

三豊市高瀬町図書館振興基金条例の廃止について

三豊市高瀬町図書館振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市高瀬町図書館振興基金条例を廃止する条例

三豊市高瀬町図書館振興基金条例（平成18年三豊市条例第83号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第３８号

三豊市中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例の廃止について

三豊市中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例

三豊市中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例（平成18年三豊市条例第94号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第３９号

三豊市水道事業の設置等に関する条例の廃止について

三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

三豊市条例第　号

三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

三豊市水道事業の設置等に関する条例（平成18年三豊市条例第242号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第４０条の２第１項の規定により作成する平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前の三豊市水道事業の設置等に関する条例第７条（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（三豊市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止）

３　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　三豊市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年三豊市条例第243号）

(2)　三豊市水道事業運営協議会設置条例（平成20年三豊市条例第6号）

(3)　三豊市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例（平成24年三豊市条例第7号）

(4)　三豊市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年三豊市条例第39号）

（三豊市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

４　三豊市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年三豊市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第１０条に規定する企業管理規程」を削る。

（三豊市職員定数条例の一部改正）

５　三豊市職員定数条例（平成18年三豊市条例第41号）の一部を次のように改正

する。

第１条中「、農業委員会、水道事業」を「及び農業委員会」に改める。

第２条第１項第１号中「６５５人」を「６８０人」に改め、同号ア中「５６５人」を「５９０人」に改め、同項第７号を削る。

（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6　三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市水道事業運営協議会委員の項を削る。

（三豊市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

7　三豊市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成18年三豊市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第３条中「次に掲げる公の施設」を「下水道施設」に改め、同条各号を削る。

（三豊市港湾管理条例の一部改正）

8　三豊市港湾管理条例（平成18年三豊市条例第199号）の一部を次のように改正する。

別表　１　港湾施設使用料の表　５　船舶給水料の項金額の欄を次のように改める。

香川県広域水道企業団三豊事務所が定める船舶用の水道料金の額に５０円を加算した額

（三豊市水道事業給水条例の一部改正）

9　三豊市水道事業給水条例（平成18年三豊市条例第244号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三豊市貯水槽水道の管理等に関する条例

目次及び第１章の章名を削る。

第１条中「市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために」を「貯水槽水道（水道法（昭

和32年法律第177号。以下「法」という。）第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理等に関し」に改める。

第２条及び第３条、第２章及び第３章並びに第４章の章名を削る。

第３０条第１項中「管理者」を「市長」に改め、「（法第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）」を削り、同条第２項中「管理者」を「市長」に改め、同条を第２条とする。

第３１条を第３条とする。

第５章及び第６章並びに第７章の章名を削る。

第４６条中「管理者」を「市長」に改め、同条を第４条とする。

第８章及び別表を削る。

議案第４０号

香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について

地方自治法第２５２条の２の２第１項及び第２５２条の６の規定により、香川県及び関係市町と協議の上、平成３０年３月３１日をもって、香川県広域水道事業体設立準備協議会を廃止することについて、同法第２５２条の２の２第３項及び第２５２条の６の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４１号

第３期三豊市地域福祉計画の策定について

第３期三豊市地域福祉計画を別冊のとおり策定することについて、地方自治法第９６条第２項及び三豊市議会基本条例第９条第３号の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４２号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

１　無償譲渡をする財産

(1)　土　地

三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１６９７番１	宅　地	１，１９３．００平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１６９７番２	宅　地	３８９．００平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１６９７番３	宅　地	２１．２０平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１６９８番１	宅　地	８１５．９７平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１６９８番２	宅　地	１２．７０平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１７００番２	宅　地	１３１．００平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１７００番３	宅　地	６８．０６平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１７０２番１	宅　地	１，１５９．９５平方メートル
三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１７０２番２	宅　地	１，４０５．２９平方メートル

(2)　建　物

所　在　地　三豊市高瀬町上勝間字冷瀬井１６９７番１

構　　造　鉄骨造２階建

延床面積　１，５１４．４２平方メートル

（附属建物、附属構造物、設備、家具、什器一式を含む。）

２　無償譲渡の相手方

代表者　香川県三豊市高瀬町上麻３６８１番地

株式会社三豊エコファーム

代表取締役　白川　大輔

構成者　香川県三豊市高瀬町下勝間１５８２番地１

有限会社白川冷蔵

代表取締役　白川　和幸

３　無償譲渡の理由

当該財産は、三豊市高瀬町学校給食センターとして利用されてきたが、三豊市南部学校給食センターの整備に伴い、平成２８年３月に閉鎖した。今般、跡地の行政利用の予定が無いことから公募型プロポーザル方式により跡地利用の提案を広く募集し、応募者の中から提案内容を総合的に審査した結果、市の施策に貢献する最も優良な提案を行った事業者に当該財産を無償で譲渡するものである。

４　無償譲渡の条件

無償譲渡する財産は、引渡しの日から起算して２年以内にプロポーザルに際し提案した用途に利用しなければならない。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４３号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額譲渡することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

１　減額譲渡をする財産

(1)　土　地

三豊市豊中町笠田竹田字澤７１６番１	宅　地	２，５６７．８３平方メートル
三豊市豊中町笠田竹田字澤７１８番２	宅　地	４１．３１平方メートル
三豊市豊中町笠田竹田字澤７２８番８	宅　地	６．０９平方メートル
三豊市豊中町笠田竹田字澤７３０番１	宅　地	１１８．２８平方メートル
三豊市豊中町笠田竹田字澤７３０番２	宅　地	４１．７６平方メートル
三豊市豊中町笠田竹田字澤７３０番４	宅　地	２５１．０９平方メートル

(2)　建　物

所　在　地　三豊市豊中町笠田竹田字澤７１６番１

構　　造　鉄骨造平屋建

延床面積　６２３．６７平方メートル

（附属建物、附属構造物、設備、家具、什器一式を含む。）

２　減額譲渡の相手方

香川県三豊市詫間町詫間３２番地

有限会社三豊給食センター

代表取締役　安藤　彰敏

３　減額譲渡金額

３，０００，０００円

４　減額譲渡の理由

当該財産は、三豊市豊中町学校給食センターとして利用されてきたが、三豊市南部学校給食センターの整備に伴い、平成２８年３月に閉鎖した。今般、跡地の行政利用の予定が無いことから公募型プロポーザル方式により跡地利用の提案を広く募集し、応募者の中から提案内容を総合的に審査した結果、市の施策に貢献

する最も優良な提案を行った事業者に当該財産を減額して譲渡するものである。

5　減額譲渡の条件

減額譲渡する財産は、引渡しの日から起算して２年以内にプロポーザルに際し提案した用途に利用しなければならない。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４４号

指定管理者の指定について（たからだの里「物産館」）

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

１　指定管理を行わせる公の施設

(1)　名　称　　たからだの里「物産館」

(2)　位　置　　香川県三豊市財田町財田上１８０番地６

２　指定管理者に指定する団体

(1)　所在地　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地８

(2)　名　称　　株式会社たからだの里

(3)　代表者　　代表取締役社長　大西　孝敏

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４５号

指定管理者の指定について（たからだの里「環の湯」）

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

１　指定管理を行わせる公の施設

(1)　名　称　　たからだの里「環の湯」

(2)　位　置　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地８

２　指定管理者に指定する団体

(1)　所在地　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地８

(2)　名　称　　株式会社たからだの里

(3)　代表者　　代表取締役社長　大西　孝敏

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４６号

指定管理者の指定について（たからだの里「湯の谷荘」）

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

１　指定管理を行わせる公の施設

(1)　名　称　　たからだの里「湯の谷荘」

(2)　位　置　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地５

２　指定管理者に指定する団体

(1)　所在地　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地８

(2)　名　称　　株式会社たからだの里

(3)　代表者　　代表取締役社長　大西　孝敏

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４７号

指定管理者の指定について（たからだの里「ふるさと伝承館」）

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

１　指定管理を行わせる公の施設

(1)　名　称　　たからだの里「ふるさと伝承館」

(2)　位　置　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地１４

２　指定管理者に指定する団体

(1)　所在地　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地８

(2)　名　称　　株式会社たからだの里

(3)　代表者　　代表取締役社長　大西　孝敏

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４８号

指定管理者の指定について（たからだの里「パークゴルフ場」）

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

１　指定管理を行わせる公の施設

(1)　名　称　　たからだの里「パークゴルフ場」

(2)　位　置　　香川県三豊市財田町財田上１１０５番地１

２　指定管理者に指定する団体

(1)　所在地　　香川県三豊市財田町財田上１１１０番地８

(2)　名　称　　株式会社たからだの里

(3)　代表者　　代表取締役社長　大西　孝敏

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成３５年３月３１日まで

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第４９号

指定管理者の指定について（三豊市立松崎保育所）

地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

１　指定管理を行わせる公の施設

(1)　名　称　　三豊市立松崎保育所

(2)　位　置　　香川県三豊市詫間町松崎２７８０番地４４５

２　指定管理者に指定する団体

(1)　所在地　　東京都千代田区神田神保町二丁目３０番地

(2)　名　称　　株式会社小学館集英社プロダクション

(3)　代表者　　代表取締役社長　都築　伸一郎

３　指定の期間

平成３０年４月１日から平成４０年３月３１日まで

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

議案第５０号

市道の路線認定について（下田井線）

道路法第８条第２項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
下田井線	高瀬町比地中字下田井1260番1地先 高瀬町比地中字下田井1264番8地先	

（議案第５０号関係）

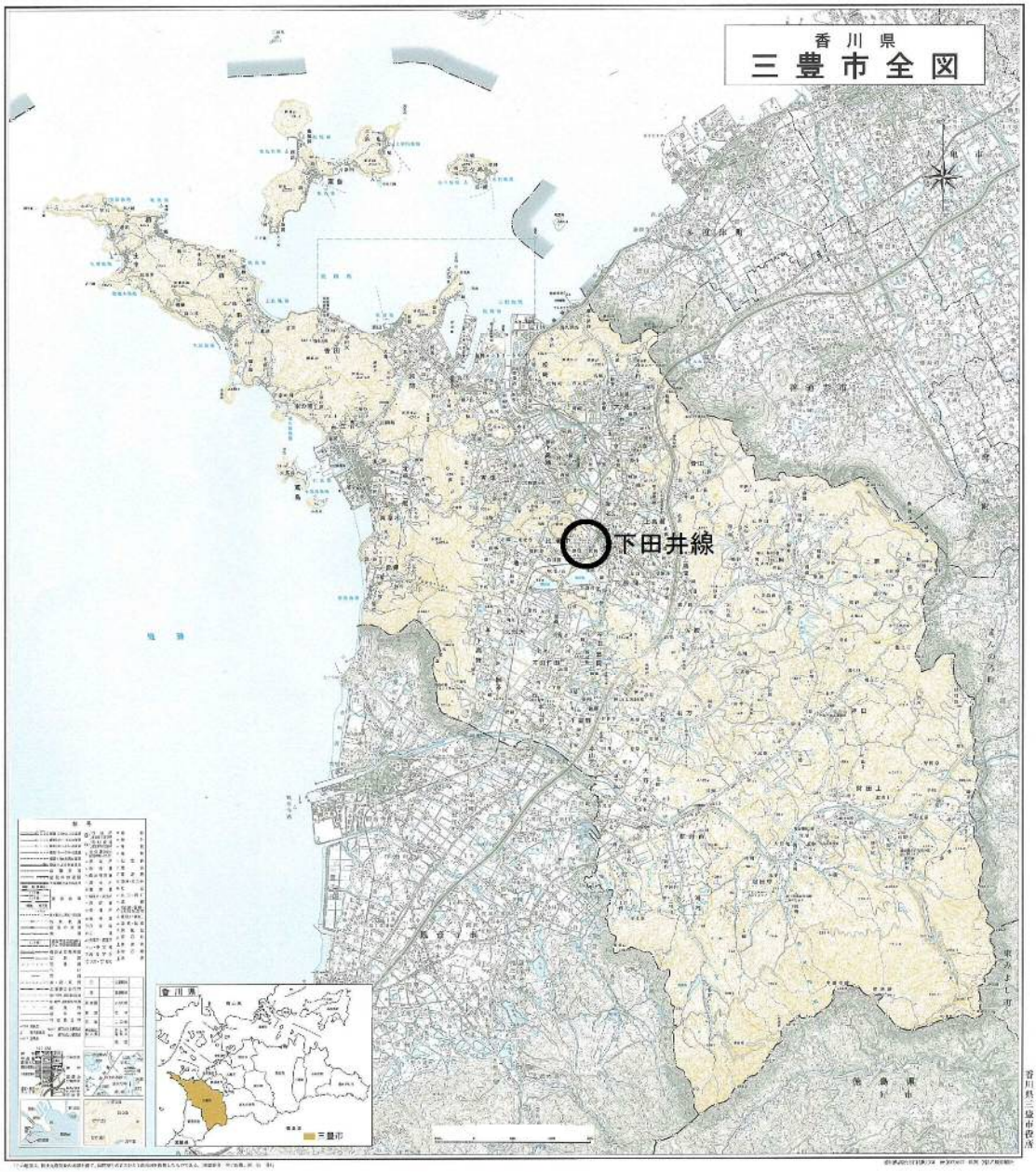

（議案第５０号関係）

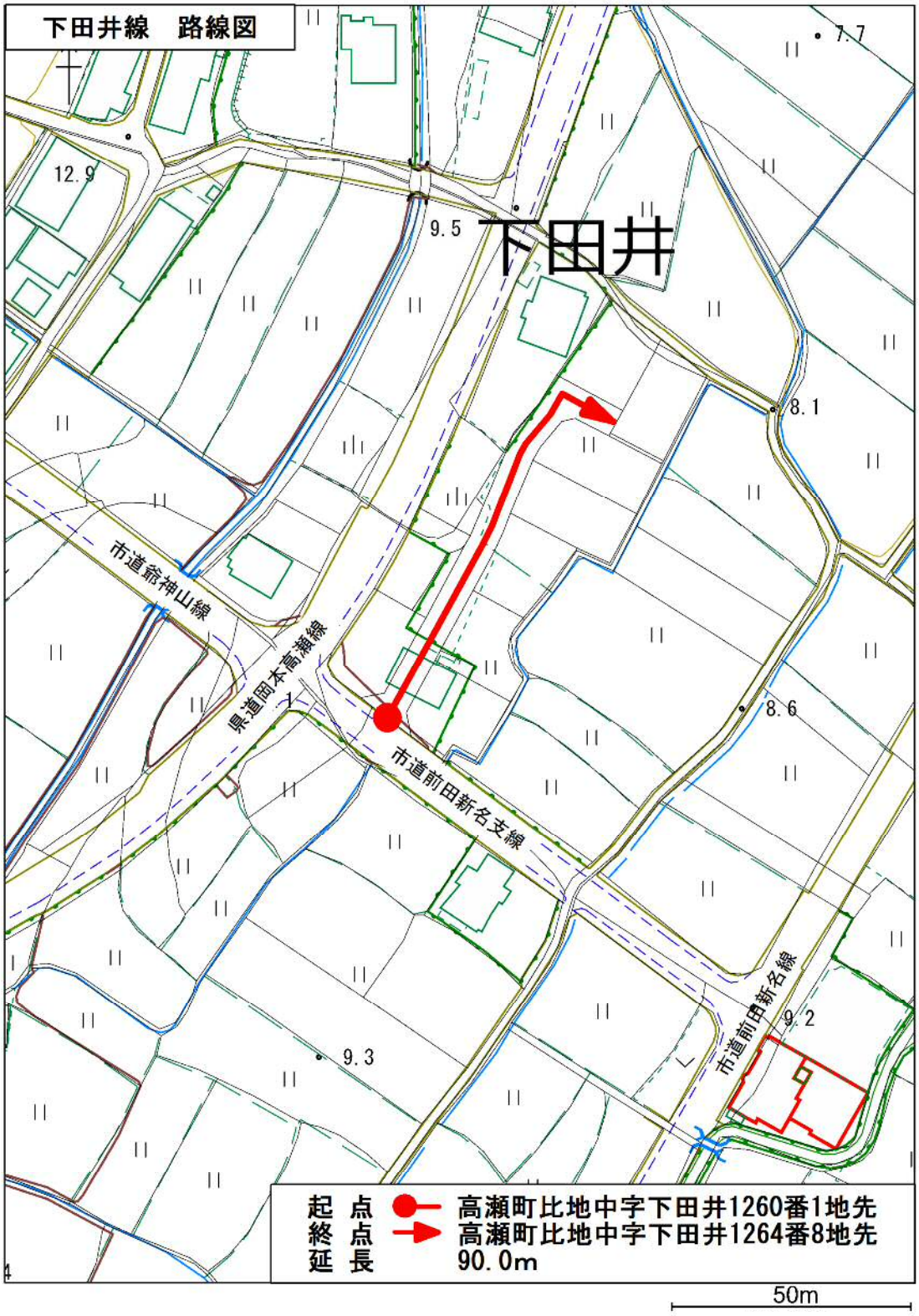
下田井線　路線図
下田井
12.9
9.5
7.7
8.1
8.6
9.2
9.3
市道笥神山線
県道岡本高瀬線
市道前田新名支線
市道前田新名線
起　点　高瀬町比地中字下田井1260番1地先
終　点　高瀬町比地中字下田井1264番8地先
延　長　90.0m
50m

議案第５１号

市道の路線認定について（中上線）

道路法第８条第２項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
中上線	豊中町比地大字中上3153番2地先 豊中町比地大字中上3143番6地先	

（議案第５１号関係）

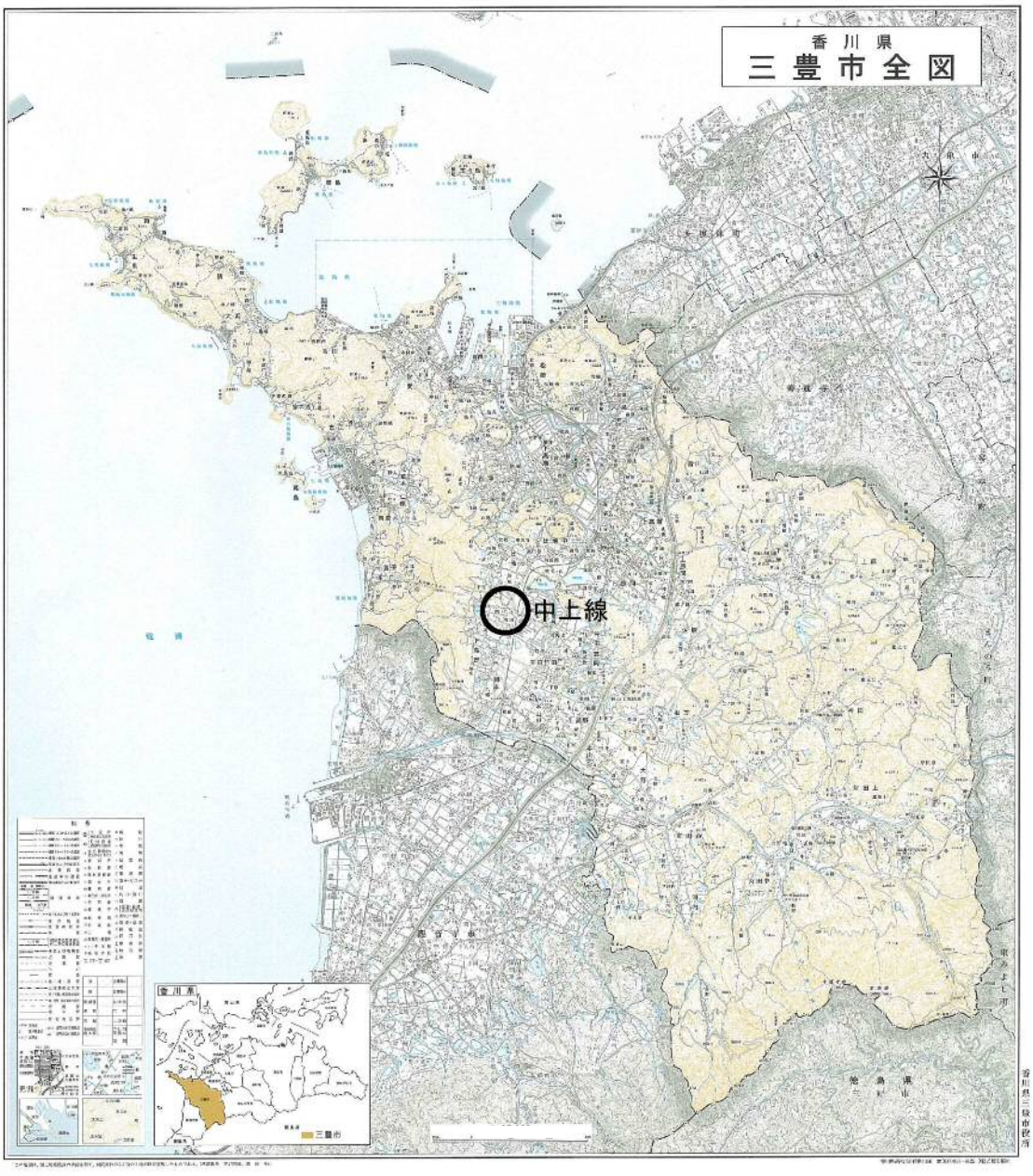

（議案第５１号関係）

中上線　路線図
市道宮池線
市道政本小路線
市道岡本比地大線
出雲大社讃岐分院
28.2
28.1
26.5
27.1
30.2
25.8
W
起　点　豊中町比地大字中上3153番2地先
終　点　豊中町比地大字中上3143番6地先
延　長　53.1m
50m

議案第５２号

市道の路線認定について（詫間３４０号線）

道路法第８条第２項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

路　線　名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
詫間３４０号線	詫間町詫間字田井下2117番5地先 詫間町詫間字田井下2113番3地先	

（議案第５２号関係）

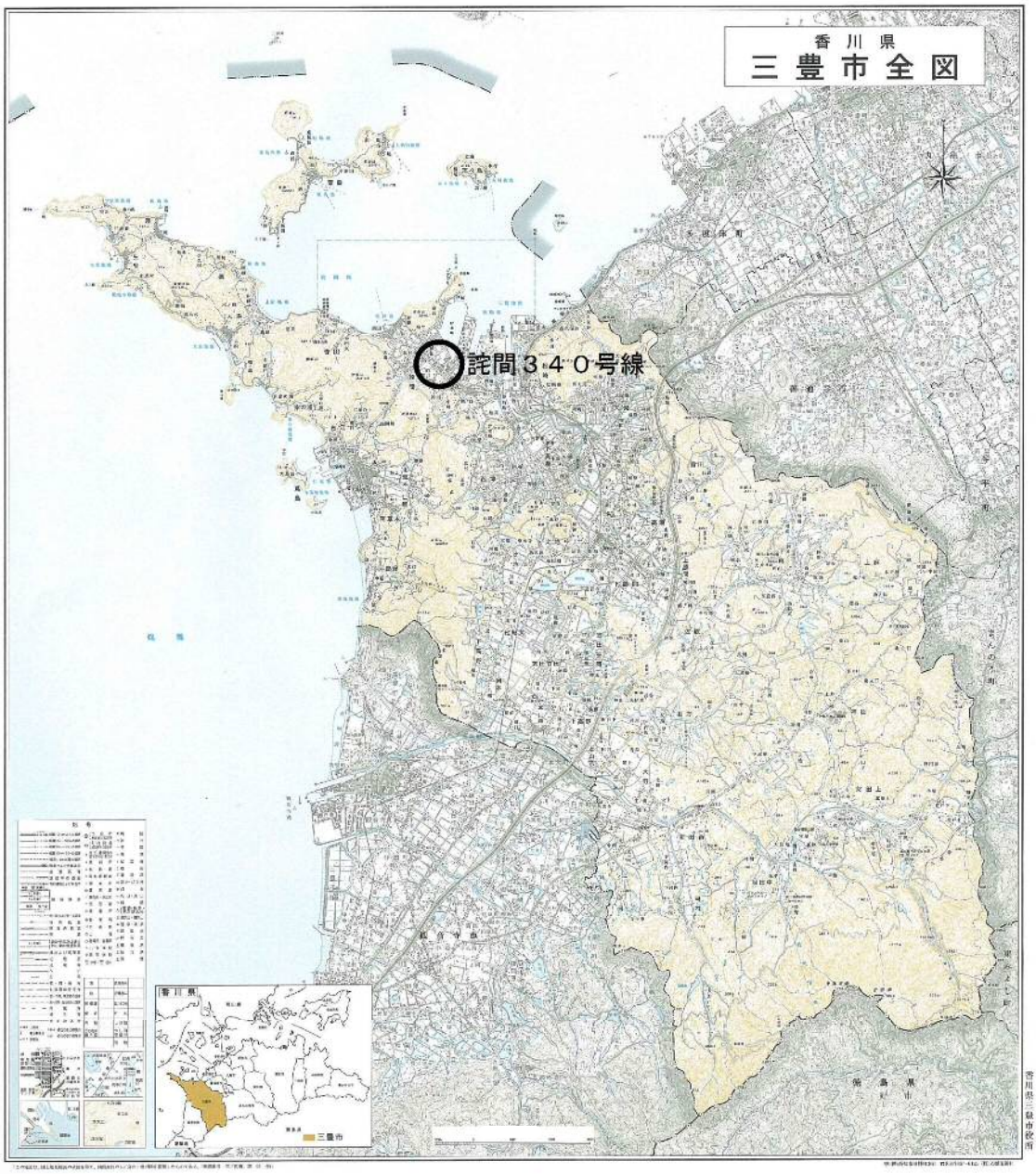

（議案第５２号関係）

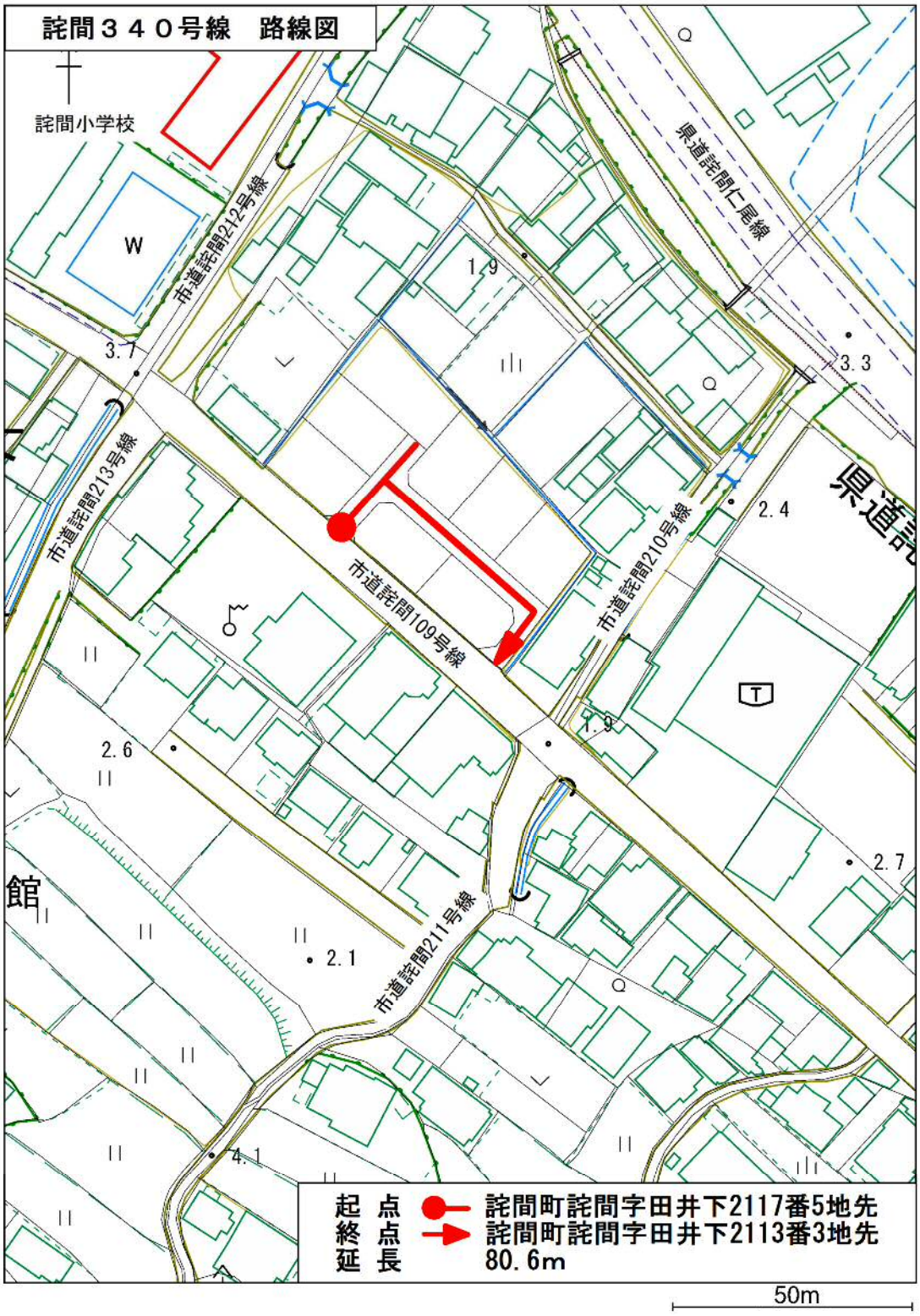
詫間３４０号線　路線図
詫間小学校
W
市道詫間212号線
県道詫間仁尾線
1.9
3.7
3.3
市道詫間213号線
市道詫間210号線
2.4
県道詫
市道詫間109号線
T
1.9
2.6
2.7
館
2.1
市道詫間211号線
4.1
起　点　詫間町詫間字田井下2117番5地先
終　点　詫間町詫間字田井下2113番3地先
延　長　80.6m
50m

議案第５３号

市道の路線変更について

道路法第１０条第２項の規定により市道の路線を次のように変更することについて、同条第３項において準用する同法第８条第２項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成３０年３月２日提出

三豊市長　山下　昭史

路　線　名	区分	起　　点 終　　点	重要な 経過地
大口線	変更前	山本町神田字洞蛇130番1地先 山本町神田字奥内417番2地先	
	変更後	山本町神田字洞蛇132番4地先 山本町神田字奥内417番2地先	

（議案第５３号関係）

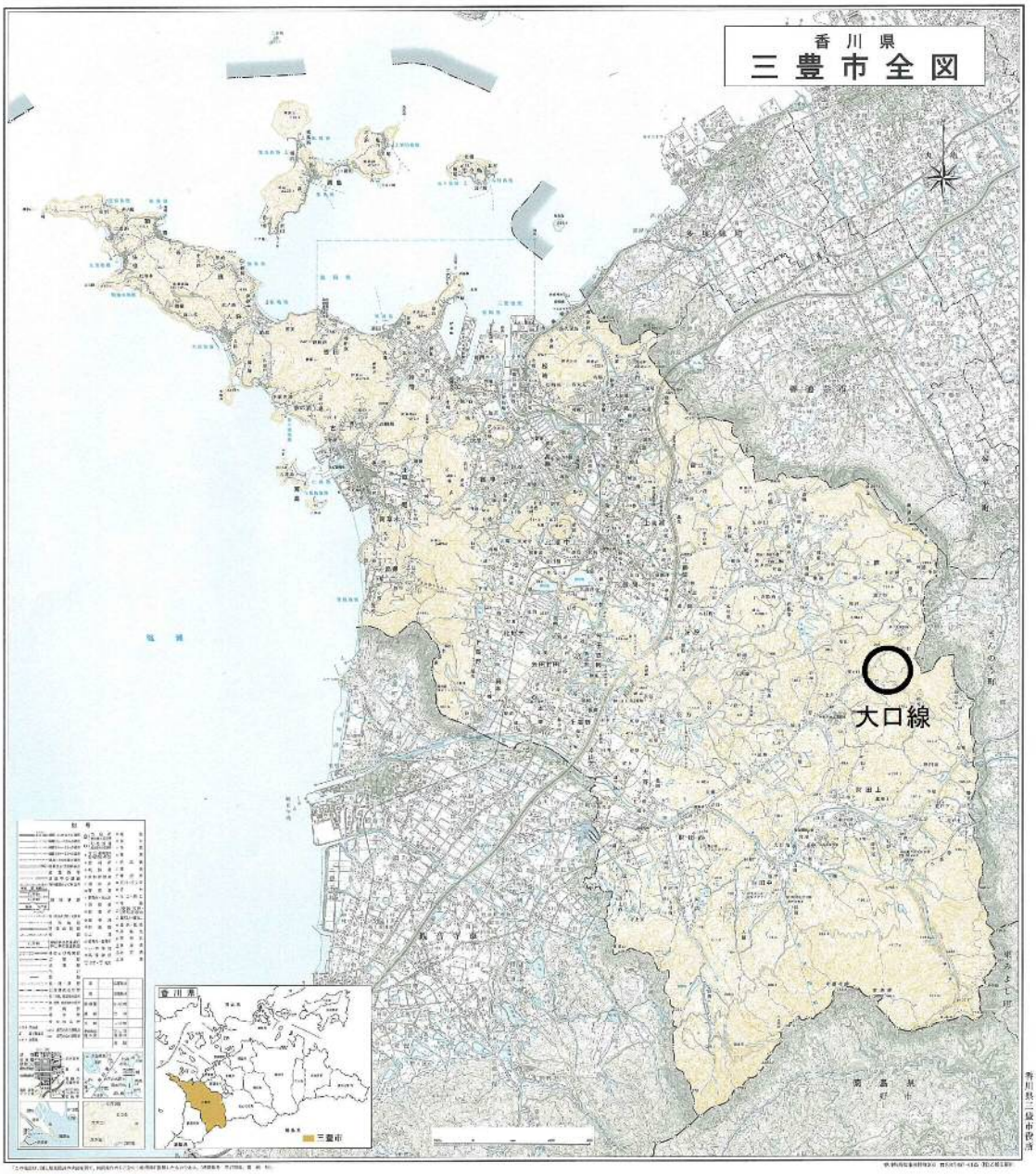

（議案第５３号関係）

大口線　路線図（変更前）

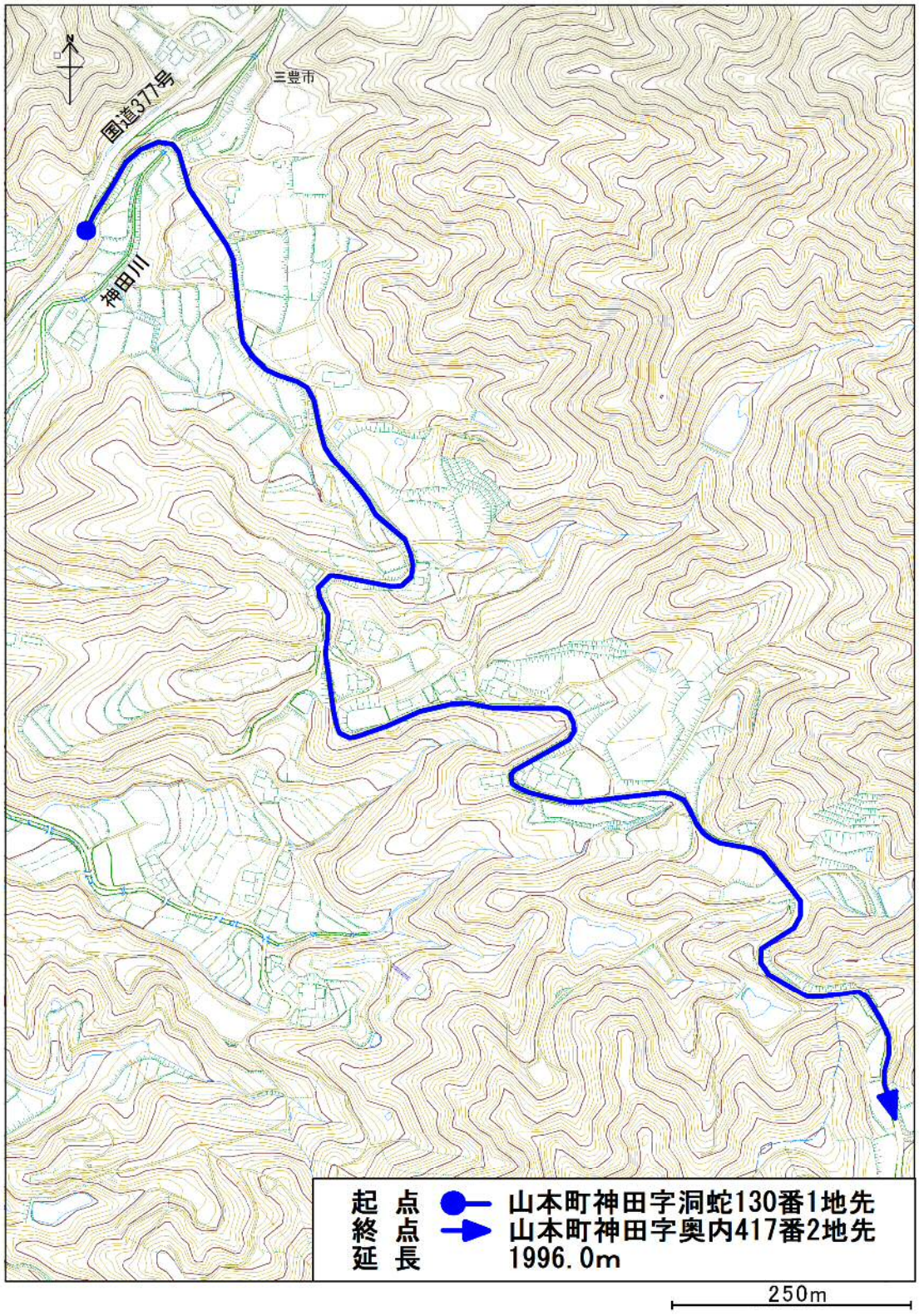

（議案第５３号関係）
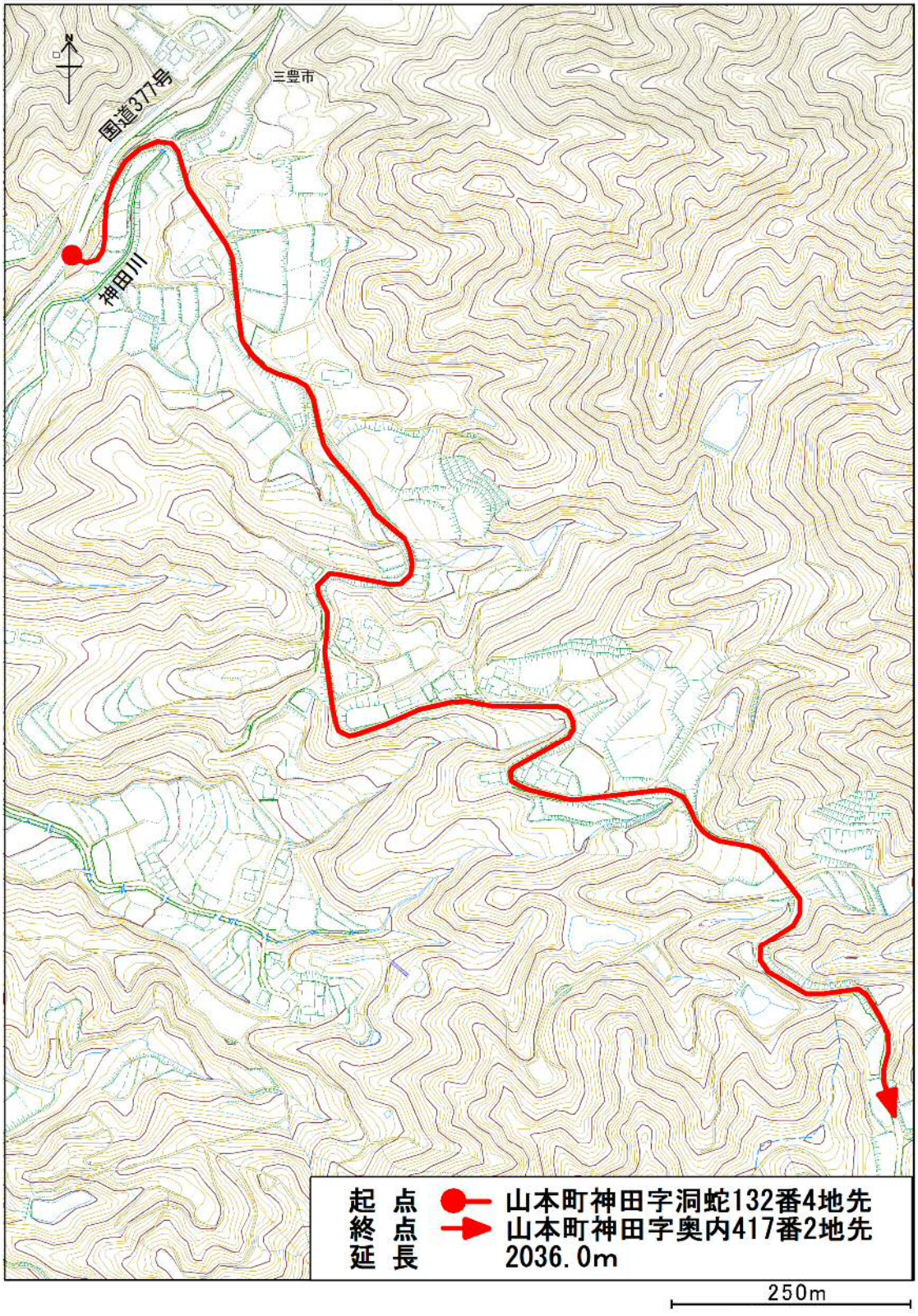
大口線　路線図（変更後）